



許可番号 第03526226258号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
氏 名 UBE三菱セメント株式会社
代表取締役 平野 和人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 4 年 4 月 1 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9 年 3 月 31 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (焼成・焼却、焼成)

(2) 産業廃棄物の種類

焼成・焼却：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・
陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、
廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、鉋さい、
がれき類、ばいじん、13号廃棄物
以上16種類

焼 成：ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を
除く。以上1種類)、がれき類
以上2種類

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び
特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5 年 4 月 28 日 変更届 (事業の区分：中間処理 (乾燥) の廃止)

令和 6 年 4 月 1 日 変更届 (事業の用に供する施設：伊佐セメント工場1号キルンの
廃止)

令和 7 年 4 月 23 日 変更届 (代表者 (変更前：小山誠)、事業場名称)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

事業の用に供するすべての施設

- 焼成・焼却 (山口工場宇部地区) 設置場所：山口県宇部市大字小串字沖ノ山1978番7
設置年月日：昭和33年8月1日
処理能力：2,400m³/日(24時間)〈汚泥〉、400m³/日(24時間)〈廃油〉、
600t/日(24時間)〈廃プラスチック類〉、4,000t/日(24時間)〈産業廃棄物〉
許可年月日：昭和59年6月18日、許可番号：第99号の5
- 焼成・焼却 (山口工場伊佐地区) 2号キルン 設置場所：山口県美祢市大嶺町東分字甲ノ上、字甲ノ上62番、68番、11613番、
11614番、11901番、
山口県美祢市大嶺町東分字上坪見10001番、1番1、10003番、10005番1、
10005番2、11735番
設置年月日：昭和50年3月28日
処理能力：4,500m³/日(24時間)〈汚泥〉、800m³/日(24時間)〈廃油〉、
1,100t/日(24時間)〈廃プラスチック類〉、9,000t/日(24時間)〈産業廃棄物〉
許可年月日：昭和59年6月18日、許可番号：第99号の6
- 焼成(No.1キルン) (山口工場宇部地区) 設置場所：山口県宇部市大字小串字沖ノ山1978番7
設置年月日：平成29年3月1日、処理能力：144t/日(24時間)
- 焼成(No.2キルン) (山口工場宇部地区) 設置場所：山口県宇部市大字小串字沖ノ山1978番7
設置年月日：平成29年3月1日、処理能力：144t/日(24時間)